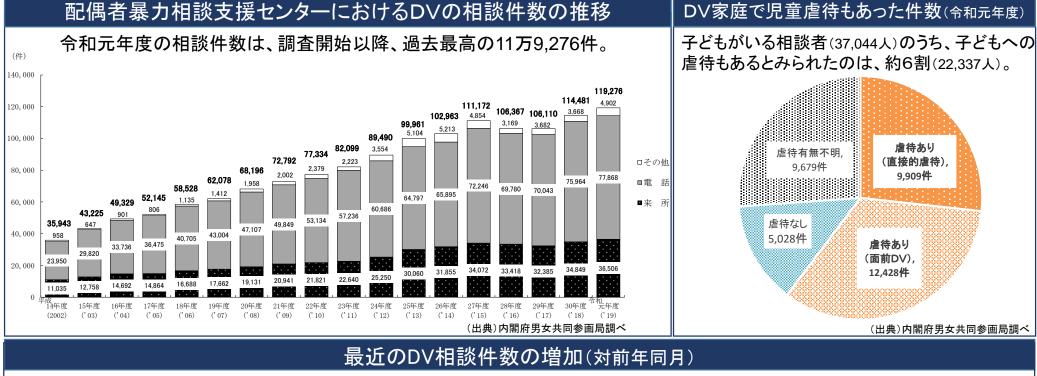
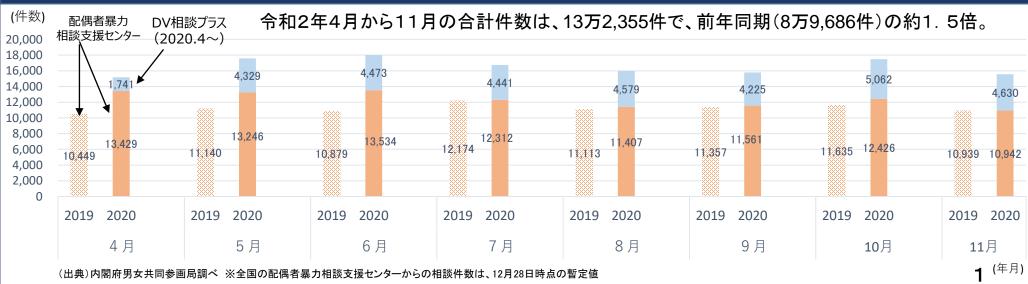


DV対応と児童虐待対応との連携について

令和3年1月15日 内閣府男女共同参画局

DVの相談件数の状況





DV対応と児童虐待対応の連携の取組

● 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」決定(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)

- ・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制の強化
- ・配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、児童相談所等への研修の充実
- ・民間シェルターにおけるDV被害者と子どもへの支援実態把握、理解拡大の取組推進
- ・危険度判定(リスクアセスメント)及び加害者対応の在り方の検討・実証的研究による機関間連携・支援体制の充実
- ・DV被害者支援に係る手引き・マニュアルの改訂と児童相談所等への周知徹底 など

● 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立 (令和元年6月公布)

・DV防止法の改正により、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を明記(令和2年4月1日施行)

○ 女性に対する暴力をなくす運動 (令和元年11月12~25日)

- ・児童虐待防止推進月間と連携し、DVと児童虐待の特性や関連性等を周知
- ・DV対応の象徴であるパープルリボンと児童虐待対応の象徴であるオレンジリボン を組み合わせたWリボンバッジの作成
- ・総理と児童虐待対策及びDV対策の関係者との意見交換(11/1)



<Wリボンバッジ>

○ 関係者への研修の充実 (令和元年度~)

・官民の配偶者暴力支援の関係者(配偶者暴力相談支援センター長・担当職員,相談員等) を対象とした研修(女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業)において、 研修項目に、児童虐待の特性やそれらの関連性をテーマとした内容を加えるとともに、 研修の対象として、新たに児童相談所の職員を追加して実施



<令和元年度ポスター>

○ DV対応と児童虐待対応の連携に関する相談対応事例集の作成(令和元年度事業)

・配偶者暴力相談支援センターにおけるDV事案に係る児童虐待対応に関する連携状況や好事例を把握し、関係機関等に共有

○ 民間シェルターの先進的取組を推進するパイロット事業の実施 (令和2年度~)

・民間シェルターがDVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケアなどを支援

女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業

【令和3年度当初予算案 O. 2億円】 (令和2年度予算額 O. 2億円)

概 要•目 的

- 全国の配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」)における相談件数は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や休業に伴い、4月には前年比約3割、5月・6月には約2割増加しており、被害は依然として深刻である。
- 〇 DV被害者の支援に当たっては、支援センター、地方自治体、<u>児童相談所</u>、民間団体等の関係機関が、相談対応の質の向上を図るとともに、<u>相互に連携して取り組むことが必要</u>であり、<u>関係者を対象とした合同研修を行う</u>。
- 〇 また、支援センターにおける<u>支援内容の調査・分析と成果の展開、支援センター運営へのアドバイザー派遣、民間シェルターの全国ネットワーク化推進</u>を行い、さらなる支援の質の向上を目指す。

主な取組

- 〇 合同研修の研修項目に、<u>児童虐待の特性やDVとの関連性をテーマとした内容を追加</u>するとともに、研修の対象に、新たに <u>児童相談所の職員を追加</u>(令和元年度)。令和3年度も引き続き研修実施予定。
- 〇 <u>D V と児童虐待対策の連携に関する事例の収集・検討</u>(令和元年度)。また、事例集を自治体窓口や相談機関等に周知(令和2年度)。
- 〇 行政職員や相談員向けに、DVや性暴力被害者支援のための<u>オンライン研修教材(DVと児童虐待対応の連携や母子へ支援</u> に関する項目を含む)の開発・提供(令和2年度)。



DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

【令和2年度第3次補正予算案 1.07億円】 【令和3年度当初予算案 2.41億円】 (令和2年度予算額 2.5億円)

目的

○ 多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シェルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。

民間シェルターの連宮団体数の推移					
年度	H27	H28	H29	H30	R1
団体数	125	115	108	107	122

○ DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

概要

- 1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本交付金の事業の一つとして実施
- ◆ 交付先: 都道府県・政令指定都市、市町村(特別区含む)
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費 (以下①~③)
 - ①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、

新型コロナウイルス感染症の防止に配慮した相談支援体制の整備に要する経費(感染予防対策、

オンラインによる相談、入居者増に対応する一時的な居室確保) 等)

②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、

児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、<u>専門性向上に係る研修経費</u>等

③切れ目ない総合的支援に要する経費(自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、

退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費 等)

※上記①~③の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等 : 国10/10 (交付上限:1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円)
- ◆ その他: 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先
- 2. 民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム



20/10 交付金

業務請負

都道府県等

民間シェルター等における以下の事業

- ① 受け入れ体制整備事業
- ② 専門的・個別支援事業
- ③ 切れ目ない総合的支援事業
- ※ 上記①~③の事業実施のための付随的経費

事業者(民間調査会社等)

民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査



民間シェルター等

- ·NPO法人
- •社会福祉法人